

平成 2 1 年度弁理士試験
短答式筆記試験問題集

〔 1 〕 特許法に規定する手続等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 法人でない社団であって、代表者の定めがあるものは、その名において、特許発明の技術的範囲について、特許庁に対し、判定を請求することができる。
- (ロ) 年齢13歳の少年**甲**(特許法第7条第1項ただし書きの「独立して法律行為をすることができる」者に当たらないものとする。)が発明をした場合、**甲**は、法定代理人の同意を得て、弁理士を代理人として選任し、手続をすることができる。
- (ハ) 審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めた。このとき、審判長は、代理人の改任を命ずることができる。
- (ニ) 特許出願の願書には、特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所、並びに発明者の氏名及び住所又は居所を記載することを要するが、発明の名称を記載することを要しない。
- (ホ) 特許証は、紛失しても、再交付を請求することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 2 〕 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際出願が受理官庁としての国際事務局にされた場合には、その国際出願についての国際調査は、その国際出願が管轄受理官庁(国際事務局を除く。)にされたとしたならば管轄したであろう国際調査機関が管轄する。
- 2 国際調査機関は、国際調査報告又は所定の事由がある旨の宣言の作成と同時に、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについて、書面による見解を作成する。ただし、国際調査と同時に国際予備審査を開始する場合や出願人が作成を希望しない場合には、書面による見解を作成することを要しない。
- 3 国際予備審査報告が作成された場合又は作成される予定の場合を除き、国際事務局は、国際調査機関に代わって、「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第 1 章)」という表題の報告を作成するが、その報告は、国際調査機関が作成した書面による見解と同一の内容である。
- 4 国際事務局は、「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第 1 章)」という表題の報告が作成された場合には、指定官庁の請求により、かつ、当該指定官庁が特定する時に、その報告を当該指定官庁に送達するが、優先日から30月を経過する前には送達しない。
- 5 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく補正のために提出される差替え用紙を添付する書簡において、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する。補正により一の用紙の全体が削除されることとなる場合には、当該補正は、書簡によって通知する。

〔 3 〕 特許出願についての拒絶査定不服審判又は前置審査に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 拒絶査定不服審判において、審判請求人から仮通常実施権の許諾を受けた者は、その審判に参加することができる。
- 2 引用例 a に基づく新規性欠如を理由として拒絶をすべき旨の査定がされ、これに対して拒絶査定不服審判が請求された場合において、査定を取り消し、さらに審査に付すべき旨の審決がされたときは、審査官は、引用例 a に基づく進歩性欠如を理由として、拒絶をすべき旨の査定を行うことができる。
- 3 共有に係る特許を受ける権利に基づく特許出願についての拒絶査定に対し、共有者全員で拒絶査定不服審判を請求する場合、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、当該補正は審判請求と同時に行わなければならないから、代表者を定めて特許庁長官に届け出たときであっても、当該補正は共有者全員でしなければならない。
- 4 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、拒絶査定不服審判を請求するに際し、審判の請求の理由を審判請求書に記載しなければならないが、その審判係属中には請求の理由の補正をすることができない。
- 5 審査官甲が拒絶をすべき旨の査定をした特許出願について、拒絶査定不服審判の請求と同時に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正がされた場合、特許庁長官は審査官乙にその請求を審査させることができない。

〔 4 〕 秘密意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠登録出願前に意匠が記載されたカタログを不特定多数に頒布したとき、意匠登録出願人は、その意匠を秘密にすることを請求することができる場合はない。
- (ロ) 特許出願が出願公開された後にその特許出願を意匠登録出願に変更したとき、当該意匠登録出願人は、当該意匠について秘密にすることを請求することができる場合はない。
- (ハ) 秘密意匠権者から意匠権侵害であるとしてその警告を受けた者は、意匠権侵害訴訟が提起されなくとも、当該秘密意匠の閲覧を請求することができる。
- (ニ) 秘密意匠については、秘密にすることを請求した期間が経過した後でなければ、当該意匠に係る物品の名称が意匠公報に掲載されることはない。
- (ホ) 第 1 年分の登録料を納付する者が利害関係人である場合、利害関係人は、登録料の納付と同時に当該意匠を秘密にすることを請求することが認められる。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

〔 5 〕 商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 国際登録の名義人の変更の記録の請求は、国際登録において指定された商品若しくは役務ごと又はその国際登録が効力を有する締約国ごとに行うことができ、その国際登録の名義人の変更の記録の請求については、特許庁長官を通じて行うことができる。
- (ロ) 日本国を指定する領域指定は商標登録出願とみなされ、その領域指定には事後指定も含まれるが、事後指定の場合の商標登録出願の日は、国際登録簿に事後指定の記録がなされた日である。
- (ハ) 国際商標登録出願も出願公開の対象となるが、出願公開をする場合には、商標登録出願の番号に代えて、国際登録の番号が商標公報に掲載される。
- (ニ) 国際商標登録出願についてなされた補正が要旨を変更するものとして却下されたときは、その補正書の提出時点を出願時点に相当する国際登録の日とした新たな国際商標登録出願があったものとして取り扱われる。
- (ホ) 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更(信託によるものを除く。)又は消滅は、国際事務局の管理する国際登録簿ではなく、特許庁に備える商標原簿に登録されたところによる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 6 〕 甲は宮崎市でラーメン店を営んでおり、その商号「アラキジ・ラーメン」は市内のラーメン好きの間で広く知られている。また、その顧客の間では、「アラメン」が、甲のラーメン店の通称として広く用いられている。これを前提として、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲の「アラキジ・ラーメン」の商号が宮崎市内でしか知られていない場合において、乙が札幌市でラーメン店の営業に「アラキジ」という商号を使用する行為は、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号の不正競争となる。
- 2 丙は、甲の「アラキジ・ラーメン」の商号が宮崎市内で広く知られるようになる前に、甲のラーメン店の存在を知らずに「アラキジ・ラーメン」を商号として採用し宮崎市内で使用していた。この場合において、甲は丙に「アラキジ・ラーメン」の商号使用の差止めを請求できる。
- 3 丁は、甲の「アラキジ・ラーメン」の商号を知らずに、「アラキジ・ラーメン」という商号のラーメン店を名古屋市で開業し、名古屋市内では「アラキジ・ラーメン」は丁の商号として広く知られるようになっていた。このような状況において、甲が「アラキジ・ラーメン」の商号を用いて名古屋市に支店を出した場合、丁は、甲に対して、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて「アラキジ・ラーメン」の名古屋市内での商号使用の差止めを請求できる。
- 4 戊が宮崎市で「アラメン」という商号をラーメン店の営業に使用する行為は、甲自身が「アラメン」を自己の商品等表示として使用していなければ、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号の不正競争とならない。
- 5 甲自身が広告チラシ等で「アラメン」を自らの商号の通称として使用している場合において、宮崎市の手芸用品店己が、「ア・ラ・メン」という商号を使用する行為は、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号の不正競争となる。

〔 7 〕 審決取消訴訟に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許出願についての拒絶査定不服審判の審決に対する取消訴訟において、被告は、審決を適法とする理由として、当該審決において判断されなかった拒絶の理由を主張することができない。
- 2 特許を受ける権利の共有者が、共同で特許出願をし、当該特許出願の拒絶査定を受けて共同で審判を請求したが、請求が成り立たない旨の審決を受けた場合、当該審決に対する取消訴訟は、当該特許を受ける権利の共有者全員により提起することを要する。
- 3 特許無効審判が共同で請求され、審判請求は成り立たない旨の審決がされた場合、特許無効審判の請求をした者のうちの一部の者は、当該審決に対する取消訴訟を提起することができる。
- 4 特許を無効とする審決に対する取消訴訟の係属中に、その特許に係る特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認める審決が確定した場合、訂正後の特許請求の範囲に記載された発明に係る特許について、当該無効審決に係る審判の手續において審理判断された無効理由が存すると判断するときは、裁判所はその無効審決を維持しなければならない。
- 5 共有に係る特許権について特許無効審判が請求され、特許を無効とする審決がされた場合、特許権の共有者の 1 人は、単独で当該審決に対する取消訴訟を提起することができる。

〔 8 〕 特許法に規定する明細書等の補正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、拒絶理由の通知を特許法第17条の2第1項第1号に規定する「最初に受けた場合」における当該通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、同第3号に規定する「最後に受けた拒絶理由通知」をいうものとする。

- 1 外国語書面出願の出願人は、最後の拒絶理由通知を受ける前は、いつでも、誤訳訂正書を提出して、誤訳の訂正を目的とする補正をすることができる。
- 2 特許出願について最後の拒絶理由通知を受け、指定された期間内に補正をした場合において、その補正が、いわゆる新規事項を追加するものでなく特許請求の範囲の減縮を目的とするものであっても、当該補正が特許法第17条の2第6項で準用する同法第126条第5項に規定する要件(独立特許要件)を満たすか否かにかかわらず却下されることがある。
- 3 訂正審判において、請求人が、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができるのは、訂正拒絶理由通知(特許法第165条に規定する通知をいう。)において指定された期間内に限られる。
- 4 最後の拒絶理由通知において指定された期間内にした明りょうでない記載の釈明を目的とする補正は、当該最後の拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものでなかったが、審査官は、当該補正を却下することなく、拒絶をすべき旨の査定をした。当該査定に対する拒絶査定不服審判が請求された場合、当該補正は、審判において、当該補正が当該最後の拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものでないことを理由として、却下されることがある。
- 5 外国語書面出願について、誤訳訂正書により明細書、特許請求の範囲又は図面の補正をした後、最初の拒絶理由通知を受けた。当該通知において指定された期間内に手続補正書により明細書、特許請求の範囲又は図面の補正をするに際しては、誤訳訂正書により補正された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でのみ補正をすることができる。

〔 9 〕 商標の審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第50条第1項の審判(商標登録の取消しの審判)により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる。
- 2 商標登録がされた後において、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標に該当するに至ったことを理由として、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合であって、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標に至った時を特定できたときは、商標権は、その時から存在しなかったものとみなされる。
- 3 商標登録がされた後において、その登録商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標に該当するに至ったことを理由として、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合であって、その商標登録が当該無効事由に該当するに至った時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した時から存在しなかったものとみなされる。
- 4 商標法第51条第1項、同法第52条の2第1項、同法第53条第1項又は同法第53条の2の審判(商標登録の取消しの審判)において、商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する。
- 5 商標法第53条の2の審判(商標登録の取消しの審判)は、当該商標に関する権利を有する者以外の者は利害関係人であっても請求することができない。

〔10〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 日本国特許庁を受理官庁として英語で国際出願することは認められているが、当該国際出願の国際公開は日本語で行われる。
- 2 国際出願の国際公開が英語以外の言語で行われる場合には、要約は当該言語及び英語の双方で国際公開される。この国際公開の表紙には、特許協力条約第17条(2)(a)の宣言が行われた場合を除いて、当該言語で作成された要約を最初に掲載する。
- 3 国際出願についての手数料のうちで、受理官庁の資格において国際出願に関して行うべき任務の遂行に係る手数料は、国際出願手数料である。
- 4 受理官庁が国際出願の受理の日を国際出願日として認めた場合には、受理官庁は常に当該国際出願の記録原本を国際事務局に送付する。
- 5 出願人は、国際出願、指定国の指定、優先権の主張及び国際予備審査の請求又は選択を取り下げることができるが、これらのいずれについても、優先日から30月を経過する前にはいつでも取り下げることができる。

〔11〕意匠登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、意匠登録出願は、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (イ) 意匠登録出願に係る意匠**イ**が、当該出願前に日本国内において公然知られた意匠に類似するものであり、かつ、当該出願前に**イ**の属する分野における通常の知識を有する者が外国において公然知られた形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであるとき、**イ**は、意匠法第3条第2項の規定により意匠登録を受けることができない。
- (ロ) 猫の写真を刊行物に掲載した後に、その猫の写真を使用したカレンダーの意匠について意匠登録出願をするとき、当該出願人は、その猫の写真の公表に基づき意匠法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)の規定の適用を受けることができない。
- (ハ) 「のこぎり」の柄の部分の部分意匠**イ**の意匠登録出願について、その出願前に「のこぎり用柄」の意匠**ロ**が公然知られたものであって、**イ**と**ロ**の形状が相互に類似しているときは、**イ**は、意匠法第3条第1項第3号の規定により意匠登録を受けることができない。
- (ニ) 「乗用自動車」の意匠が外国において公然知られた後に、その乗用自動車の形状と類似する「自動車おもちゃ」の意匠**イ**について意匠登録出願したとき、**イ**は、意匠法第3条第1項第3号に該当するものとし、その出願は拒絶される。
- (ホ) 登録実用新案に係る実用新案登録出願**A**の出願の日の後、実用新案掲載公報発行の日の前の出願に係る実用新案登録出願**B**を意匠登録出願**C**に変更した場合において、当該意匠登録出願**C**に係る意匠**イ**が実用新案登録出願**A**の実用新案掲載公報に記載された意匠に類似するとき、**C**については、**A**の実用新案掲載公報の存在を理由として、**イ**が意匠法第3条第1項第3号に該当するものとして拒絶される。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔12〕特許を受ける権利等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許出願人**甲**は、自己の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、**乙**のため仮専用実施権を設定し、その登録がされている。この場合において、**甲**が、当該特許を受ける権利を**丙**に譲渡するときは、**乙**の同意を得なければならない。
- 2 **甲**、**乙**及び**丙**が特許を受ける権利を共有し、その持分の比率は、8：1：1である。この場合、**甲**は、**乙**及び**丙**の同意を得なければ、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、**丁**に仮通常実施権を許諾することができない。
- 3 **乙**及び**丙**は、特許出願人**甲**が自己の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について許諾した仮通常実施権を共有している。この場合において、**乙**は、**甲**の承諾を得たときは、**丙**の同意を得ることなく、当該仮通常実施権の自己の持分を**丁**に譲渡することができる。
- 4 従業者は、契約、勤務規則その他の定めにより、自己の職務発明について使用者のため仮専用実施権を設定したときは、当然に相当の対価の支払を受ける権利を有する。
- 5 **甲**が自己の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、**乙**に仮通常実施権を許諾し、その登録がされた後、**乙**は、**甲**の承諾を得て当該仮通常実施権を**丙**に譲渡した。その後、**甲**は、当該特許を受ける権利を**丁**に譲渡した。このとき、**丙**がその仮通常実施権について**丁**に対抗することができる場合はない。

〔13〕著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲は、購入した音楽CDに格納されていたのと同じ楽曲を、自分で演奏し、その演奏を録音した。甲による録音は、CDから直接に複製していないため、私的使用のための複製には該当しない。
- 2 甲は、購入した音楽CDをCD-R(コンパクト・ディスク・レコーダブル)に複製し、そのCD-Rを友人である乙に譲渡した。甲による複製は、私的使用のための複製に該当しないため、音楽著作物の複製権を侵害し、CD-Rの乙への譲渡は、その譲渡権を侵害する。
- 3 甲は、購入した音楽CDを複数のCD-Rに複製し、それらのCD-Rを友人である乙に譲渡した。この場合、乙が、インターネット上でそれらのCD-Rを販売する目的で、甲に指示をしてCDを複製させたのであれば、乙について複製権の侵害が成立する可能性がある。
- 4 甲は、購入した音楽CDにコピー・プロテクションがかけられているのを知り、技術に詳しい友人乙に頼んで、そのプロテクションを解除してもらい、通学中に聴くために、携帯電話に複製した。甲による複製は、私的使用のための複製には該当しないため、音楽著作物の複製権を侵害し、乙によるプロテクションの解除は、著作権法上の刑事罰が科される可能性がある。
- 5 甲は、購入した音楽CDをCD-Rに複製した後、当該音楽CDを中古音楽CD販売業者に売り渡した。甲による複製は、私的使用のための複製に該当するが、その後、音楽CDを他者に販売しているため、私的使用の目的外使用となり、複製権の侵害が成立する。

〔14〕組物の意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) せん茶セットにおいて、個々の茶わんにそれぞれ「松」、「竹」、「梅」の模様のみをあらわし、同一の模様を施さない場合は、一意匠として意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ロ) 組物の意匠を構成する1つの物品のみが意匠登録出願前に公知になった場合、組物の意匠の意匠登録出願において、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる場合はない。
- (ハ) 部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ニ) 組物の意匠の意匠登録出願は、パリ条約の同盟国においてその構成物品すべてが一出願されていなければ、パリ条約による優先権の主張の効果が認められる場合はない。
- (ホ) 願書に添付した図面等に、一の物品しか記載されていなければ、組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔15〕特許法又は実用新案法に規定する手数料等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許出願人でない者**乙**が平成20年8月27日(水)に出願審査の請求をし、その手数料が納付された。特許出願人**甲**が、特許庁長官からの出願審査の請求があった旨の通知を受ける前である平成20年8月29日(金)に、当該特許出願について自ら出願審査の請求をし、これに伴って納付した手数料が受領された場合、**甲**は、平成21年4月1日(水)にその手数料の返還を請求することができる。
- 2 特許を受ける権利が国と出願審査の請求の手数料の減免を受けない国以外の者の共有に係り、その持分がそれぞれ2分の1である特許出願について、他人による出願審査の請求がされ、国が単独で補正により請求項の数を増加した場合、その補正を行ったのは国であるから、増加した請求項について納付すべき出願審査の請求の手数料は全額免除される。
- 3 実用新案登録出願人でない者から実用新案技術評価の請求がされた後、当該実用新案登録に基づく特許出願がされた場合、当該特許出願が実用新案技術評価書の作成前にされたときであっても、実用新案技術評価の請求の手数料は返還されない。
- 4 **甲**を特許権者とする特許について、**乙**が特許無効審判を請求したところ、「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」との審決がされた。この場合、**甲**は**乙**に対し、当該審決を根拠に、本件審判に関して**甲**が任意に依頼した代理人の報酬についても負担を求めることができる。
- 5 在外者**甲**が、特許管理人により、平成20年4月1日(火)に特許出願をするとともに当該特許出願について出願審査の請求をし、その手数料を納付したが、特許法第195条第9項に規定する命令、通知又は査定の謄本の送達を受けることなく、平成20年9月1日(月)に当該特許出願を取り下げた場合、**甲**が日本国内に滞在しているときであっても、**甲**は、特許管理人によらなければ、平成21年2月27日(金)に出願審査の請求の手数料の返還を請求することができない。

〔16〕不正競争防止法第2条第1項第3号の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 ハンドバッグの製造業者が、他人の製造販売するハンドバッグとそっくりのハンドバッグを試作する行為は、不正競争防止法第2条第1項第3号の不正競争となる。
- 2 他人の香水の香りをそっくり真似した香水を販売する行為は、不正競争防止法第2条第1項第3号の不正競争とならない。
- 3 他人の製造販売する商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者が、その商品を譲り受けた時点で他人の商品形態を模倣した商品であることを知らず、かつ知らないことにつき重大な過失がなかったとしても、後からそれが模倣商品であることを知った場合には、それ以降、当該譲受人がその商品を転売する行為は、不正競争防止法第2条第1項第3号の不正競争となり、差止請求を受け得る。
- 4 不正競争防止法第2条第1項第3号に基づく商品形態の保護は、世界貿易機関の加盟国のいずれかで販売した時から3年に限られる。
- 5 甲は、乙の著名なハンドバッグ a の形状を模倣したハンドバッグ b を販売している。甲は、b の形状を模倣したハンドバッグ c を販売している丙に対して、c の販売の差止めを請求できる。

〔17〕パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 外国登録商標(パリ条約第6条の5)が、商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号又は表示のみをもって構成されたものである場合、当該商標は、その登録を拒絶され又は無効とされることがある。
- (ロ) 当局は、産品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に関し直接又は間接に虚偽の表示が行われている場合、通過の際にも、差押えを行わなければならない。
- (ハ) 不法に商標又は商号を付した産品について、同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを認めていない場合には、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。
- (ニ) 各同盟国において、優先権の利益なしに与えられた特許についての存続期間は出願日から開始し、優先権の利益によって取得された特許についての存続期間は、優先権の基礎となる最初の出願の日から開始する、という制度を設けることは許されない。
- (ホ) 不法に商標又は商号を付した産品が、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際には、当局は、常に差押えを行わなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔18〕商標法第3条に規定する商標登録の要件に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、自他商品又は自他役務の識別力を欠くものを除いて商標登録を受けることができるとされているが、商標登録出願人が、現にその指定商品又は指定役務に係る業務を行っていないときは、その商標の使用をするとはいえないから、当該商標登録出願は必ず拒絶される。
- 2 商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標及び商品又は役務について慣用されている商標に係る商標登録出願は、商標法第3条第1項第1号及び同第2号の規定に査定時及び出願時の双方において該当する場合のみ拒絶される。
- 3 商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標が、商標登録の要件を欠くとされるのは、現実に産地表示として一般的に使用されている標章であって商標としての機能を果たし得ないからであって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものとして特定人によるその独占使用を認めるのが公益上適当でないことを理由としては、当該商標登録出願は拒絶されることはない。
- 4 指定商品の包装の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない商標は、当該形状に係る商品が現実の取引上存在していない場合であっても、その商標の使用により自他商品識別力を獲得していない限り、当該商標登録出願は拒絶される。
- 5 極めて簡単な標章のみからなる商標又はありふれた標章のみからなる商標は、いずれも、使用により自他商品又は自他役務の識別力を獲得していない限り、当該商標登録出願は拒絶される。

〔19〕特許法第29条の2(いわゆる拡大された範囲の先願)又は第39条(先願)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、設問に記載の出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも分割に係る新たな特許出願でも、変更に係るものでもなく、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、また、一度した優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 甲は、特許請求の範囲に自らした発明イのみを記載し、明細書には、発明イとともに自らした発明ロを記載して特許出願Aをした。乙は、特許請求の範囲に自らした発明ロを記載し、明細書にも発明ロを記載して、Aの出願の日と同日に特許出願Bを行った。その後、特許請求の範囲に発明イのみを記載したAについて特許すべき旨の査定の謄本が送達された。この場合、甲がいかなる手続をしても、乙は、Bに係る発明ロについて特許を受けるために、甲との協議が必要となることはない。
- 2 甲は、自らした発明イについて平成20年8月1日に特許出願Aをした。甲は、その後自ら発明ロをした。甲は、特許請求の範囲に発明イ及びロを記載し、平成21年5月8日にAを基礎とする特許法第41条の規定による国内優先権の主張を伴う特許出願Bをした。乙は、自らした発明ロを特許請求の範囲に記載して、平成21年4月8日に特許出願Cをした。Cの出願後、Bについて出願公開がされたとき、Cは、Bをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶される。
- 3 甲は、特許請求の範囲に自らした発明イのみを記載し、明細書には、発明イとともに自らした発明ロを記載して特許出願Aをした。乙は、Aの出願日後、出願公開前に、自らした発明ロを特許請求の範囲に記載して特許出願Bをした。その後乙は、Aに係る発明についての特許を受ける権利を甲から譲り受け、その旨を特許庁長官に届け出た。この場合、Aについて出願公開がされても、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。

- 4 甲は、特許請求の範囲に自らした発明イのみを記載し、明細書には、発明イとともに自らした発明ロを記載して特許出願Aをした。乙は、Aの出願日後、出願公開前に、特許請求の範囲に自らした発明ロを記載し、明細書には発明ロを記載して特許出願Bをした。その後甲は、Aについて出願公開がされる前に、明細書から発明ロの記載を削除する手続補正をした。この場合、Aについて出願公開がされても、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。
- 5 甲は、自ら物pの発明イ及びpを製造する方法の発明ロをし、発明イについての特許を受ける権利のみを乙に譲渡した。乙は、甲を発明者とし、特許請求の範囲には発明イのみを記載し、明細書には発明イとともに発明ロを記載して特許出願Aをした。甲は、Aの出願日後、出願公開前に、自らを発明者として、特許請求の範囲に発明ロを記載して特許出願Bをした。この場合、Aについて出願公開がされても、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。

〔20〕商標法第4条第1項に規定する商標の不登録事由に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標の一部に外国の国旗の図形を有する場合は、商標全体としてはその国旗に類似しないときでも、商標中にその国旗の図形を有することをもって、当該商標登録出願は拒絶されることがある。
- (ロ) 地方公共団体の機関を表示する著名な標章と同一又は類似の商標が登録されることはない。
- (ハ) 出願人の氏のみからなる商標が、他人の著名な略称と同一の場合には、その者の承諾を得たときでも、その商標は登録されないことがある。
- (ニ) 先願に係る他人の登録商標に類似する商標であって、類似する商品について使用をするものであることのみを理由として拒絶理由の通知を受けた出願人が、その他人の登録商標について、商標登録の取消しの審判(商標法第50条第1項)を請求した。審決が確定し、その他人の商標登録が取り消されたとしても、当該商標登録出願に係る拒絶理由は解消することはない。
- (ホ) 種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一の商標は、その品種の種苗又はこれに類似する商品について商標登録を受けることができないが、その品種登録の期間が経過したときは、直ちに登録を受けることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔21〕特許法に規定する審判又は再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審判を請求することができる期間を経過した後にされた拒絶査定不服審判の請求については、当該審判請求人に弁明書を提出する機会を与えなければ、審決をもって却下することができない。
- 2 特許無効審判の請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであり、かつ、当該特許無効審判において訂正の請求があり、その訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じたものであっても、被請求人が当該補正に同意しなければ、その補正が許可されることはない。
- 3 請求項1及び2に係る発明のいずれも特許をすることができないものであることを理由として特許出願について拒絶をすべき旨の査定がされ、特許請求の範囲の補正をすることなく拒絶査定不服審判が請求された場合において、当該査定と同じ理由で特許をすることができないのが請求項2に係る発明についてのみであるときでも、審判官は審判請求は成り立たない旨の審決をしなければならない。
- 4 当事者が審決に対する取消訴訟において主張した理由は、当該確定審決に対する再審の事由となる場合がある。
- 5 特許権が甲及び乙の共有に係るとき、乙の承諾を得れば甲は単独で願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。

〔22〕パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害を防止するためには、いかなる場合も、特許の効力を失わせることについて規定する立法措置をとることができる。
- 2 各同盟国において、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害を防止するために強制的に設定された実施権は、企業又は営業の構成部分のうち当該実施権の行使に係わるものとともに移転する場合に加え、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によっても移転することができる。
- 3 各同盟国において、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害を防止するための実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由として、特許出願の日から3年の期間又は特許が与えられた日から2年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前に、請求することができる。
- 4 各同盟国において、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害を防止するための特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から2年の期間が満了する前には、することができない。
- 5 各同盟国は、パリ条約第6条の2(周知商標の保護)に規定する商標の登録を無効とすることを請求について、その商標の登録の日から少なくとも3年の期間を認めなければならない旨規定されている。

〔23〕著作物性及び著作権の帰属に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲社の従業員である乙の発明について、甲社の依頼に基づき、甲社に雇用されていない弁理士丙が、特許出願のために明細書を作成した。当該明細書に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。
- 2 甲社の従業員である乙の発明について、甲社の発表するプレス・リリースに含めるため、甲社における乙の上司の指示に基づき、乙が説明図を作成した。当該説明図に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。
- 3 甲社の従業員である乙の発明が、一定の機能を果たす電子回路に関するものであるところ、甲社の委託により、甲社の取引先である丙社の従業員丁が、この発明を実施する電子回路の回路図を作成した。当該回路図に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。
- 4 甲社の従業員である乙の発明が、ある種の疾病の発見に役立つDNAの塩基配列を持つマウスであるところ、そのようなマウスは著作権によって保護されないが、DNAの塩基配列は、甲社の著作物であるから、著作権によって保護される。
- 5 甲社の従業員である乙の発明が、効率的な迷惑メールフィルタ装置に関するものであるところ、乙が当該発明の原理について、学会誌に寄稿し、乙の名前で掲載された論文に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。

〔24〕商標権等の設定及び更新登録に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内に納付すべき登録料について、利害関係人が当該商標登録出願人の意に反して納付した場合であっても、商標権の設定登録はなされる。
- (ロ) 商標権者は、商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後6月以内にその申請をして更新登録を受けることができる。
- (ハ) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、当該権利の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に更新登録の出願をすることができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後6月以内に更新登録の出願をし、登録料と同額の割増登録料を納付することにより更新登録を受けることができる。
- (ニ) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、その責めに帰することができない理由により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかったときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、2月)以内でその期間の経過後6月以内に限り、その出願をして更新登録を受けることができる。
- (ホ) 特許庁長官は、商標権の設定の登録を受ける者が、資力に乏しい者として政令に定める要件に該当する場合において、商標登録をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内に登録料を納付することが困難であると認めるときは、その登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔25〕特許出願の審査に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許庁長官は、公共の利益のため特に必要であるときは、特許出願についての出願審査の請求がなくとも、審査官にその特許出願を審査させることができる。
- (ロ) 特許庁長官は、特許出願人が業として自己の特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる旨特許法に規定されている。
- (ハ) 拒絶理由が通知されていない特許出願について、明細書に文献公知発明に関する情報の所在の記載がない旨の通知を受けた。この場合、当該特許出願の出願人は、指定された期間内に意見書を提出することはできるが、明細書の補正をすることはできない。ただし、当該通知は拒絶理由の通知に併せてされたものではないものとする。
- (ニ) 甲は特許出願Aを分割し新たな特許出願B及びCをしたが、Bについて拒絶をすべき旨の査定がされた。甲は、その査定に対する拒絶査定不服審判において拒絶理由の通知を受けた後、Cについて出願審査の請求をした。その後、審査官が、Cに対し、Bに係る審判において通知された拒絶理由と同一の拒絶理由を通知しようとする場合、Bに係る審判において通知された拒絶理由と同一である旨を併せて通知しなければならない。
- (ホ) 特許出願Aの特許請求の範囲には、「リパーゼを用いたX方法」と記載され、その明細書の発明の詳細な説明には、リパーゼとしては、ある種のリパーゼ(Raリパーゼ)が有利であり、他のリパーゼ殊に公知のリパーゼは不適當である旨が記載されている。一方、Aの出願前に頒布された刊行物に「リパーゼを用いたX方法」についての発明が記載されている。このときAは、当該刊行物に記載された発明による新規性欠如の拒絶の理由を有する場合がある。なお、リパーゼとは脂質を分解する酵素の総称であり、Raリパーゼ、リパーゼ、リパーゼ等の種類があることがAの出願前に公知であるものとする。

- 1 1つ
2 2つ
3 3つ
4 4つ
5 5つ

〔26〕次の ~ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、関連意匠についてのまとまった文章になる。 ~ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、最も適切なものは、どれか。

昭和34年の現行法制定時においては、を、一の登録意匠とその登録意匠に類似する意匠として保護する類似意匠制度が設けられていたが、の場合は、はのを定める際に参酌されるものに止まっており、侵害のおそれのある意匠がよりもに類似している場合でも、に基づく侵害の成否はの対象とならず、の意匠権の侵害の成否としてのみが進められていた。は、創作の観点からは同等の価値を有するものであるにも関わらず、類似意匠制度の下では、登録された意匠がか、かにより、権利のに差異が現れるという事態が生じており、として登録されたを的確に保護するものとはなっていなかった。

このため、平成10年の一部改正において、このような問題点を有していた類似意匠制度を廃止し、デザイン開発の過程で、から創作されたについては、同日に同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とした。

- | | | | |
|---|---|------------------------------|------------|
| 1 | 同一のデザイン・コンセプト
類似意匠
オリジナルの意匠 | 侵害訴訟
類似範囲
多様なデザインコンセプト | 本意匠
訴訟 |
| 2 | 同一のデザイン・コンセプトの意匠群
類似意匠
同一バリエーションの意匠 | 侵害訴訟
類似範囲
一のデザインコンセプト | 本意匠
審判 |
| 3 | バリエーションの意匠群
本意匠
オリジナルの意匠 | 侵害訴訟
効力範囲
多様なデザインコンセプト | 類似意匠
訴訟 |
| 4 | バリエーションの意匠群
本意匠
バリエーションの意匠 | 侵害訴訟
効力範囲
一のデザインコンセプト | 類似意匠
訴訟 |
| 5 | バリエーションの意匠群
本意匠
バリエーションの意匠 | 出願審査
効力範囲
一のデザインコンセプト | 類似意匠
審査 |

〔27〕 実用新案登録無効審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過するまでに明りょうでない記載の釈明を目的として願書に添付した実用新案登録請求の範囲の訂正をし、当該期間経過後に実用新案登録無効審判が請求された場合、答弁書提出期間経過後であっても審理終結通知があるまでは、請求項の削除を目的とした訂正をすることができる。
- (ロ) 実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過するまでに願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をしないで、当該期間経過後に実用新案登録無効審判が請求された場合、答弁書提出期間内であれば、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正又は明りょうでない記載の釈明を目的とした訂正を1回に限りすることができる。
- (ハ) 実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過するまでに誤記の訂正を目的として願書に添付した明細書の訂正をし、当該期間経過後に実用新案登録無効審判が請求された場合、答弁書提出期間内であれば、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とした訂正を1回に限りすることができる。
- (ニ) 実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過するまでに実用新案登録請求の範囲の減縮を目的として願書に添付した実用新案登録請求の範囲の訂正をした場合、当該訂正が、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬとの規定に違反することを理由として、当該実用新案登録が無効とされることがある。
- (ホ) 実用新案登録無効審判において、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とした訂正は、その訂正が願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものでないことを理由として却下されることがある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔28〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 受理官庁又は国際出願の処理を開始した指定官庁は、当該受理官庁又は当該指定官庁に対して出願人を代理する資格を有する代理人によって出願人が代理されるという要件について、国内法令を適用することができる。
- 2 出願人は、各指定官庁に対し、国際出願の写し及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払わなければならないが、国際出願の写しについては、これを提出する必要のない場合がある。
- 3 受理官庁が国際出願の受理の日を国際出願日として認めていない場合であっても、特許協力条約の締約国でない工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国への出願に際して、当該受理の日を優先日として当該国際出願に基づき工業所有権の保護に関するパリ条約の優先権を主張できる場合がある。
- 4 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられるが、指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。
- 5 国際事務局は、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際出願が取り下げられ又は取り下げられたものとみなされる場合を除き、常に国際出願の国際公開を行うものとされている。

〔29〕次の ~ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法の営業秘密についてのまとまった文章となる。 ~ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、次のうち、適切でないものは、どれか。

不正競争防止法の営業秘密として、保護される営業秘密となるためには、秘密管理性、有用性、非公知性が必要であり、情報は保護を受けられない。

営業秘密を保有する事業者からその営業秘密を示された者が、目的で、営業秘密をする行為は不正競争となる。営業秘密の不正な開示についてで、営業秘密をする行為も、不正競争となる。

- | | | |
|---|---------------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 正当でない事業活動によって得られた
使用又は開示
取得して使用 | 図利加害
過失によって知らない |
| 2 | 違法行為に関する
開示
取得して使用 | 不正競争の
悪意 |
| 3 | 粉飾決算に関する
開示
取得して使用 | 当該事業者に損害を加える
重過失によって知らない |
| 4 | 製品の欠陥に関する
使用
取得 | 不正の利益を得る
悪意 |
| 5 | 違法行為に関する
使用又は開示
取得して使用 | 不正の利益を得る
悪意 |

〔30〕意匠権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 秘密にすることを請求した意匠の意匠権者は、自己の意匠権を侵害する者に対して、意匠法第20条第3項各号(意匠公報の掲載事項)に掲げる事項を記載した書面を提示して警告した後であっても、その侵害の停止又は予防を請求することができない場合がある。
- (ロ) 意匠に係る物品を「鍋」として、鍋の取手部についての部分意匠の意匠登録を受けた意匠権者は、業として鍋用にも用いられる取手の部品の意匠及びそれと類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、専用実施権は、設定されていないものとする。
- (ハ) 本意匠の設定登録の日後になされた関連意匠出願の意匠権の存続期間は、関連意匠の意匠権の設定の登録の日から20年をもって終了する。
- (ニ) 組物の意匠として意匠登録を受けた一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセットの意匠権の効力は、スプーンのみ在意匠には及ばない。
- (ホ) パリ条約による優先権の主張を伴う意匠出願に係る登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付された図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現された意匠、並びに優先権証明書の記載に基づいて定められる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔31〕特許法又は実用新案法の規定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達後に特許出願の分割をすることができるのは、拒絶査定不服審判の請求と同時にする場合に限られる。
- 2 実用新案登録を受ける権利を有する者は、その実用新案登録出願について、仮専用実施権を設定又は仮通常実施権を許諾することができる。
- 3 実用新案権者は、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年を経過しておらず、いかなる者からも実用新案技術評価の請求がされていないときは、実用新案登録無効審判が請求された後、指定された答弁書提出期間内に、常に、その実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。
- 4 実用新案権者は、実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年以内であれば、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった旨の通知を受けた日から30日を経過したときでも、その実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる場合がある。
- 5 実用新案権者は、自らその実用新案登録の一部の請求項について実用新案技術評価の請求をした後であっても、当該実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年以内であれば、実用新案技術評価の請求をしていない請求項に係る実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる場合がある。

〔32〕物を生産する方法の発明についての特許権の侵害に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 物を生産する方法の発明についての特許権者は、当該方法によるその物の業としての生産をする行為の停止を請求するに際し、当該方法により生産された物の廃棄を請求することができる。
- 2 物を生産する方法の発明についての特許権の侵害訴訟において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物であるときは、その物と同一の物はその方法により生産したものと推定される。
- 3 物を生産する方法の発明についての特許権者は、当該方法により生産された物を業として譲渡するために所持する行為の停止を請求することができる。
- 4 物を生産する方法の発明についての特許権の侵害訴訟における被告は、侵害の行為を組成したものとして原告が主張する方法の具体的態様を否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにすることができない相当の理由がある場合を除いて、これを明らかにしなければならない。
- 5 物を生産する方法の発明についての特許権者は、業として、当該方法の使用にのみ用いる物の貸渡しの申出をする行為の停止を請求することができる。

〔33〕意匠の審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、意匠登録出願は、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (イ) 登録意匠は、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠であることを理由として、何人も意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ロ) 甲は、自ら創作した意匠登録出願Aに係る意匠イについて意匠権の設定の登録を受けた。乙は、自らした考案について実用新案登録出願Bをし、その後、Bを意匠登録出願Cに変更して意匠権の設定の登録を受けた。この場合、BがAの出願の前日になされ、Cに係る意匠ロが意匠イと同一であるとき、それを理由として、意匠イに係る意匠登録を無効にすることについて、何人も意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ハ) 意匠登録出願前に同一の者から2人の者に対して同一の意匠についての意匠登録を受ける権利が二重に譲渡されていた場合において、そのうちの1人の者が意匠登録出願をし、意匠権の設定の登録を受けた。この場合、意匠登録を受ける権利が二重譲渡されていたことを理由として、何人も意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ニ) 意匠登録が、その意匠登録に係る意匠の創作をした者でない者であって、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継しない者の意匠登録出願に対してされたものであるとき、そのことを理由として、何人も意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ホ) 意匠権者は、願書に添付された図面に不明りょうな記載がある場合、意匠の要旨を変更しない範囲において図面を訂正することについて、訂正審判を請求することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔34〕著作隣接権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 実演家の許諾を得て放送された実演について、実演家の録音権は、放送のための固定や送信可能化のための固定に及ばない。
- 2 実演家の譲渡権に関し、譲渡権者により公衆に譲渡された実演の録音物のその後の譲渡については譲渡権の規定は適用されないが、譲渡権者により特定かつ少数の者に譲渡された当該録音物のその後の譲渡については、譲渡権の規定が適用される。
- 3 実演が公表されていない場合、当該実演が録画されたDVDを、実演家に無断で公衆に譲渡する行為は、実演家の公表権の侵害となる。
- 4 レコード製作者は、自己が固定した商業用レコードに録音されている音楽がテレビ番組の中で放送された場合には、二次使用料を請求することができるが、レコード製作者が有する請求権を管理する指定団体が存在する場合には、レコード製作者自身は、当該権利を行使することはできない。
- 5 放送事業者は、自己の放送した番組を受信して無断で再放送する行為に対して、排他権は有せず、二次使用料を請求する権利を有するにとどまる。

〔35〕マドリッド協定の議定書に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際出願は本国官庁経由で行わなければならない、国際事務局に対して直接行うことはできない。
- (ロ) 国際出願の出願人は、国際出願の願書に、可能な場合には、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に規定する国際分類に従って1又は2以上の類を指定するが、当該商品及びサービスについての類の指定は、標章に与える保護の範囲を決定するに際して締約国を拘束するものではない。
- (ハ) 本国官庁が国際出願を受理した日から2月の期間の満了後に、国際事務局が国際出願を受理したときは、当該本国官庁が国際出願を受理した日ではなく、国際事務局が国際出願を受理した日が国際登録の日となる。
- (ニ) 国際登録による標章の保護について国際事務局から領域指定の通報を受けた締約国の官庁は、関係法令が認める場合には、当該締約国においては当該標章に対する保護を与えることができない旨を拒絶の通報において宣言する権利を有する。
- (ホ) 国際登録の存続期間の更新は、国際登録の最新の態様にいかなる変更ももたらずものではない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔36〕商標権及び専用使用権の侵害に係る刑事罰に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 商標権のいわゆる直接侵害に係る刑事罰と専用使用権のいわゆる直接侵害に係る刑事罰とでは、懲役刑及び罰金額の上限において同じではない。
- 2 商標権の侵害において、刑事罰規定適用のための要件は、損害賠償の請求のための要件と、同じではない。
- 3 商標権の侵害に係る刑事罰は、いわゆる専用権に対するものといわゆる禁止権に対するものとは、懲役刑及び罰金額の上限において同じではない。
- 4 商標権の侵害に係る刑事罰の規定の適用においては、懲役刑と罰金刑の双方が科されることがある。
- 5 専用使用権の侵害とみなされる行為についても、刑事罰の規定の適用はある。

〔37〕特許無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 請求項が1のみである特許の特許無効審判の審理において、被請求人**甲**が特許請求の範囲「装置**a**」を「部品**b**と部品**c**を含む装置**a**」に減縮することを目的として訂正を請求した場合、その後、審判長が答弁書を提出するための相当の期間を指定したときであっても、被請求人**甲**は、当該特許請求の範囲を「部品**b**を含む装置**a**」にするための訂正を請求することはできない。
- 2 特許無効審判において参加人**甲**が調書の記載について異議を述べた場合、被参加人**乙**が同意したときに限り、調書にその旨を記載することができる。
- 3 特許無効審判は、審決、審判請求の取下げ及び当事者間の和解のいずれの事由によっても終了する。
- 4 特許第**P**号の請求項1についてのみ特許無効審判を請求する**甲**は、同じく特許第**P**号の請求項2についてのみ特許無効審判を請求する**乙**と共に、共同審判を請求することができない。
- 5 請求項1及び2に係る特許の特許無効審判において、各請求項について訂正請求があったが、請求項1に係る特許については訂正を認めて無効とし、請求項2に係る特許については訂正を認めて審判の請求は成り立たないとする旨の審決がされた。請求人のみが審決のうち請求項2に係る部分について取消訴訟を提起し、請求棄却の判決がされた場合、請求項1に係る特許を無効にすべき旨の審決は、その判決が確定したときに確定する。

〔38〕意匠法第3条の2(意匠登録の要件)に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、意匠登録出願は、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (イ) 甲は、洗面化粧台、化粧鏡及び収納棚を構成物品とする「一組の洗面化粧台セット」に係る自ら創作した組物の意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録を受けた。乙は、Aの出願の日後に、自ら創作した「収納棚」の意匠ロについて意匠登録出願Bをした。このとき、Bは、意匠ロが意匠法第3条の2の規定に該当するとして拒絶される場合はない。
- (ロ) 甲は、自ら創作した意匠に係る物品を「乗用自動車」とするバンパー部分の部分意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録を受けた。甲は、Aの出願の日後に、自ら創作した意匠イのバンパー部分と類似の「自動車用バンパー」に係る部品の意匠ロについて意匠登録出願Bをした。このとき、Bに係る意匠が、意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ハ) 甲は、自ら創作した意匠イについて秘密にすることを請求して意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録を受けた。甲は、当該登録意匠に係る意匠公報で、Aの願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を記載しないものの発行の日後に、意匠イの一部と類似する意匠ロについて意匠登録出願Bをした。このとき、意匠ロが、意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ニ) 意匠登録出願Aに係る「自動車」の意匠が、Aの出願の日前に出願され、Aの出願後に意匠公報に掲載された他人の意匠登録出願Bに係る「自動車」の意匠と意匠全体が類似であるとき、Aは、Aに係る意匠が意匠法第3条の2の規定に該当するとして拒絶される場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔39〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権者に対しては、特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入及び輸出を防止する権利を与えなければならない。
- 2 特許のいわゆる強制実施権について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査及び他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服するものとしなければならない。
- 3 加盟国は、特許権の侵害に関する民事上の手続において、同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法により得られたものと推定することを定めなければならない。
- 4 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられたか否かに関係なく、提供された情報に基づいて、暫定的及び最終的な決定を行う権限を司法当局に与えなければならない。
- 5 加盟国は、故意にかつ商業的規模で特許権の侵害が行われる場合において適用される刑事上の手続及び刑罰を定めなければならない。

〔40〕団体商標に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 団体商標に係る商標権については、専用使用权の設定又は通常使用权の許諾をすることができない。
- 2 団体商標に係る商標権を有する団体は、その構成員が当該登録商標の使用をする権利については、その団体が定めた特定の品質基準に合致したときにのみ行使できる旨の制限を課すことはできない。
- 3 団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する者は、商標権者ではないから、その使用する商標に商標登録表示を付すると虚偽表示の罪に該当し、懲役又は罰金に処されることがある。
- 4 団体商標に係る商標権の商標権者は、商標法第64条に規定する防護標章登録の要件を満たしているときは、その商標権が存続する限り、いつでも当該商標登録に係る指定商品又は指定役務以外の商品又は役務について、防護標章登録を受けることができる。
- 5 団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願に変更することはできるが、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することはできない。

〔41〕意匠登録出願における手続の補正と補正の却下に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 出願当初の意匠登録出願の願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本から、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて導き出すことのできる意匠の類似の範囲にまで及ぶ補正は、意匠の要旨を変更するものとならない。
- (ロ) 補正の却下の決定を受けた意匠登録出願人は、当該補正後の意匠について補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願をした後は、その決定の謄本の送達があった日から3月を経過する前であっても、補正却下決定不服審判を請求をすることができる場合はない。
- (ハ) 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査又は審判に係属している場合に限り、その補正をすることができる。
- (ニ) 審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正を決定をもって却下したとき、その決定の謄本の送達があった日から3月を経過する前であっても、当該意匠登録出願について意匠登録をすべき旨の査定をすることができる場合はない。
- (ホ) 補正の却下の決定の謄本の送達があったとき、その補正後の意匠について新たな意匠登録出願をする場合、当該意匠登録出願に係る意匠について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔42〕特許法第41条に規定する国内優先権又はパリ条約による優先権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも分割又は変更に係るものでもなく、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、また、一度した優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 甲は、特許出願Aをし、Aの出願の日後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う特許出願Bをした。この場合において、Bについて特許権の設定登録がされたとき、この特許権の存続期間は、Aの出願の日から20年をもって終了する。ただし、特許権の存続期間の延長登録はないものとする。
- 2 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ及びロについての特許出願Bをし、さらに、Bのみを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ、ロ及びハについての特許出願Cをし、Cについて特許権の設定登録がされた。乙は、Bの出願後Cの出願前に特許発明イの技術的範囲に含まれる物pを製造した。この場合、当該特許権の効力は、乙がその物pをCについての特許権の設定登録後に譲渡する行為に及ぶ。
- 3 甲は、パリ条約の同盟国において、最初の特許出願Aをした後、日本国において、Aに基づくパリ条約による優先権の主張を伴う特許出願Bをした。甲が、Aをした同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面も、優先権主張の基礎となる出願の番号を記載した書面も、Aの出願日から1年4月以内に特許庁長官に提出しなかった場合、Bは取り下げたものとみなされる。
- 4 甲は、発明イ及びロについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ及びハについての特許出願Bをするとともに、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明ロ及びニについての特許出願Cをした。甲はその後、Bについて優先権の主張を取り下げた。この場合、Aは、その出願の日から1年3月を経過した時に取り下げたものとみなされる。
- 5 甲は、パリ条約の同盟国において、発明イについて最初の特許出願Aをした後、発明ロをし、日本国において、Aに基づくパリ条約による優先権の主張を伴う発明イ及びロについての特許出願Bをし、さらに、Bのみを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ、ロ及びハについての特許出願Cをし、Cについて特許権の設定登録がされた。乙が、甲のCに係る発明の内容を知らないで自ら発明ロをし、Bの出願後、Cの出願前に、日本国内で発明ロの実施である事業の準備を始めた場合、乙は、その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、甲のCに係る特許権について通常実施権を有する。

〔43〕著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 教員は、大学の授業に関連するものであれば、他人の著作物を複製して、その複製物を学生に頒布することができる。
- 2 自己の経営する飲食店において、ギターで音楽の生演奏を行うことは、店の客から音楽演奏に対する対価を徴収していなければ、店内で提供する飲食物について対価を徴収している場合であっても、演奏権の侵害とはならない。
- 3 自己の開設するウェブサイトのウェブページ上に、他人が描いた漫画を掲載する行為は、当該ウェブページへのアクセスを、自己が通学している総合大学の学生のみ限定している場合であっても、公衆送信権の侵害となる。
- 4 公立小学校の教諭が、自分の家で録画したテレビ番組を、授業における素材として利用することを思いつき、当該テレビ番組を、教室にある一般家庭用テレビを用いて、授業中に児童に鑑賞させる行為は、当該テレビ番組の上映権を侵害する。
- 5 中学校用教科書に掲載されている小説を複製し、問題文を付加して試験問題を作成し、授業中に行う試験用の問題として学校に販売したとしても、試験問題としての複製に該当するので、当該小説の複製権の侵害とはならない。

〔44〕特許法に規定する罰則に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 審判での証拠調手続において宣誓した当事者は、特許庁に対して虚偽の陳述をしたことにより、過料に処せられる場合がある。
- 2 特許庁からの呼出しを受けた当事者は、正当な理由がないのに宣誓を拒んだことにより、過料に処せられる場合がある。
- 3 審判の当事者は、正当な理由がないのに特許庁からの文書提出命令に従わなかったことにより、過料に処せられる場合がある。
- 4 審判の当事者は、詐欺の行為により自己の利益になる審決を受けたことにより、懲役又は罰金に処せられる場合がある。
- 5 審判の当事者は、特許庁からの秘密保持命令に反して秘密を漏らしたことにより、懲役又は罰金、若しくはその両方に処せられる場合がある。

〔45〕商標権の移転に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 指定商品が2以上ある商標権について、その指定商品ごとに分割して移転する場合において、相互に類似関係にある商品について異なった者に移転することとなるときは、いかなる場合もその商標権はその指定商品ごとに分割して移転することはできない。
- 2 公益に関する事業であって営利を目的としないものを行っている者が登録を受けたその事業を表示する著名な標章に係る商標権は、その事業とともにする場合を除き、いかなる場合も移転することができない。
- 3 地域団体商標に係る商標権は、いかなる場合も移転することができない。
- 4 団体商標に係る商標権は、団体商標に係る商標権としては、いかなる場合も移転することができない。
- 5 商標権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、いかなる場合もその持分を移転することはできない。

〔46〕 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求をする2人以上の出願人がある場合には、そのうちの少なくとも1人の出願人が、特許協力条約第2章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民であれば、同章の規定に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に国際出願していないときでも、国際予備審査の請求をすることができる。
- 2 国際予備審査の請求について支払わなければならない手数料は、国際予備審査機関のための予備審査手数料のみである。
- 3 国際調査機関が作成した書面による見解が国際予備審査機関の書面による見解とみなされる場合、出願人がその見解に対する答弁書の提出を求められることはない。
- 4 出願人は、国際予備審査の請求書の提出の時又は国際予備審査報告が作成されるまでの間、特許協力条約第34条の規定に基づく補正書を提出することができる。その補正書は、国際事務局に提出するものとされている。
- 5 国際予備審査報告に添付する所定の附属書類について、選択官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、当該附属書類の原語が選択官庁により要求される国際出願の翻訳文の言語でない限り、出願人が、当該附属書類の翻訳文を作成し、選択官庁に送付する。

〔47〕不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 他社の著名な自動車に関する商品表示をサングラスに付して販売する行為は、不正競争防止法第2条第1項第2号の不正競争となると考えられるが、同項第1号の不正競争となることもある。
- 2 自己の小説に、他人の小説の題名と類似する題名を付して、書籍として販売する行為は、不正競争防止法第2条第1項第1号の不正競争とならない。
- 3 ヨーロッパのファッション・ブランドである企業甲の著名な商品表示をタクシー会社乙が商号として用いる行為は、甲乙間に競争関係がなければ、不正競争防止法第2条第1項第1号の不正競争とならない。
- 4 ある地方都市の小さな菓子店の屋号をドメイン名として登録し、そのドメイン名を用いたウェブサイトでその菓子店の名物の菓子とよく似た菓子を販売する行為は、不正競争防止法第2条第1項第12号の不正競争となる。
- 5 日本のほとんどの企業が使用している他社のコンピュータ・プログラム製品に付された商標と類似する商標を使用したプログラムをインターネットを通じて販売する行為は、不正競争防止法第2条第1項第1号の不正競争となる。

(参照条文) 不正競争防止法

第2条第1項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

三～十一 (略)

十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

十三～十五 (略)

〔48〕特許権の効力等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権は、民法第958条(相続人の搜索の公告)の期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、国庫に帰属する。
- (ロ) 特許権についての専用実施権を有する者が、特許法第67条第2項の政令で定める薬事法に規定する医薬品に係る承認を受けた場合、当該専用実施権者は、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができる。
- (ハ) 特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。判定は、第三者に対しては法律的な拘束力を有しないが、当事者に対しては法律的な拘束力を有する。
- (ニ) 「医薬品」に係る発明の特許権の存続期間満了後に当該特許発明に係る医薬品と有効成分等を同じくする医薬品を販売する目的で、その特許権の存続期間中に当該特許発明の技術的範囲に属する医薬品を製造し貯蔵する行為には、特許権の効力が及ぶ場合はない。
- (ホ) 「プログラム」に係る特許発明の技術的範囲に属するプログラムを電気通信回線を通じて提供することを記載したパンフレットを頒布する行為には、当該特許発明についての特許権の効力は及ばない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔49〕意匠登録の対象に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) スキー板の内部構造のように、外部から観察することができない物品の構造であっても、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ロ) 乗用自動車の側面を投影したシルエットであっても、部分意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 粒状物が集合し、固定した形状を有するものであっても、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ニ) 折り畳んだハンカチの形状は、物品をハンカチとして、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ホ) インターネットを通じて表示された画像は、意匠登録を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔50〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。
- 2 加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する。加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、発明者が知っている当該発明を実施するための最良の形態を示すことを要求することができる。
- 3 加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。
- 4 司法当局は、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合で、かつ、証拠が破棄される明らかな危険がある場合に限り、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置を取る権限を有する。
- 5 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

〔51〕特許法に規定する訂正に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許無効審判の請求に理由がないとする審決に対する取消しの判決が確定し、審判の審理が開始される場合において、審判長が、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができるのは、その判決の確定の日から1週間以内に被請求人からその旨の申立てがあった場合に限られる。
- 2 特許を無効にすべき旨の審決の取消請求を棄却した判決に対して上告又は上告受理の申立てがされ、上告審係属中に当該特許について特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認める審決が確定した場合、原判決の基礎となった行政処分が後の行政処分により変更されたものとして再審の事由が存在し、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるから、原判決は破棄される。
- 3 特許を無効にすべき旨の確定審決に対する再審において、その請求人は、当該審判の請求書の副本の送達の際に指定された答弁書を提出することができる期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。
- 4 特許出願の願書に添付した特許請求の範囲の請求項のうち、1つの請求項の記載を複数箇所にわたって訂正することを求める訂正審判の請求において、その訂正が実質的に当該1つの請求項全体に影響を及ぼすものであるとき、当該複数の訂正箇所の全部につき一体として、当該1つの請求項について訂正を許すか許さないかの審決をすることができる場合がある。
- 5 訂正審判において、誤訳の訂正を目的とする特許請求の範囲の訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければ、その訂正が認められることはない。

〔52〕不正競争に関する訴訟についての不正競争防止法の規定について、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 裁判所は、当事者により書類の提出命令を発するよう求められたときは、書類の所持者がその提出を拒む正当な理由を有するか否かについて判断するに当たり、所持者から書類の提示を受けた上で、訴訟代理人、補佐人の意見を求めなければならない。
- 2 裁判所により命じられた書類の提出を当事者が拒んだ場合は、裁判所は、その書類に関して、提出を求めた当事者の主張を真実と認めなければならない。
- 3 裁判所は、証拠に営業秘密が含まれている場合には、訴訟代理人、補佐人に対してのみ秘密保持命令を発して開示することができる。
- 4 秘密保持命令は、その取消が確定するまではその効力を有する。
- 5 営業秘密の不正開示に関する刑事訴訟についても、裁判の公開を制限する規定がある。

〔53〕商標法における補正及び補正の却下の決定等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 登録異議の申立ての審理において、商標登録の取消しの理由を通知された商標権者は、その申立てが係属している場合であっても、「願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標」を補正することができない。
- 2 願書に記載した指定商品について、第9類「電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品」から第9類「電気通信機械器具」に補正した後、第9類「電気通信機械器具，電子応用機械器具」と補正をすることができる。
- 3 商標登録出願により生じた権利が共有に係る場合であって、共同出願人の1人がした補正が却下されたとき、その補正の却下の決定に対する審判は、その者のみで請求することができる。
- 4 拒絶査定に対する審判において、「願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標」についてした補正が要旨を変更するものであるとして決定をもって却下された場合、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から3月以内に補正の却下の決定に対する審判を請求することができる。
- 5 審査において「願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標」についてした補正が、これらの要旨を変更するものであると、拒絶査定に対する審判において審判長が認めるときは、まず審査官に、その補正が要旨を変更するものであるか否かを審査させなければならない。

〔54〕意匠権侵害等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠権者**甲**が**乙**に対して提起した意匠権の侵害に係る訴訟において、**乙**は、先出願による通常実施権を有することを主張して防御の方法を提出するためには、当該通常実施権の成立につき特許庁に対し判定を求めなければならない。
- (ロ) 秘密意匠に係る意匠権の侵害に係る訴訟における当事者が、その侵害の有無について判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものであることを理由として、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、決定により当該事項の尋問を公開しないで行うことができると規定されている。
- (ハ) 登録意匠に係る物品以外の物品の包装に意匠登録表示を付したものを譲渡した者は、罰金に処せられることはない。
- (ニ) 業として、登録意匠に係る物品の製造にのみ用いる物を所持する行為は、当該意匠権を侵害するものとみなされる。
- (ホ) 登録意匠**イ**の意匠権者である**甲**は、**イ**に係る意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の登録意匠**ハ**の意匠権の効力が登録意匠**イ**に類似する意匠にのみ及び場合、**乙**の許諾を得なければ業として登録意匠**イ**の実施をすることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔55〕特許法又は実用新案法に規定する期間に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 パリ条約の同盟国にした最初の特許出願に基づくパリ条約による優先権を主張して日本国において特許出願をすることを在外者から依頼された代理人が、やむを得ない事情により優先期間内に当該優先権主張を伴う特許出願をすることができず、優先期間を徒過した場合、期間を延長するための所定の手続をとることによりパリ条約による優先権主張が認められる旨の規定が特許法に存在する。
- 2 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のために、審決に対する訴えを提起することができる期間について職権で附加期間を定めることができる。
- 3 特許をすべき旨の査定の謄本の送達があった後、第1年から第3年までの特許料を納付すべき期間内に、当該特許料を納付しなかった。この場合、割増特許料を納付することにより、上記期間を経過した後に追納することができる。ただし、特許料に関して減免又は猶予はないものとする。
- 4 暦に従って計算した場合の特許権の存続期間の末日が、特許法第3条第2項に規定する行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもって当該特許権の存続期間が終了する。ただし、特許権の存続期間の延長登録はないものとする。
- 5 特許庁長官は、実用新案登録出願に係る考案が、物品の形状、構造又は組合せに係るものでないときは、実用新案登録出願人に対し、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができ、当該実用新案登録出願人が、指定した期間内にその補正をしないときは、当該出願を却下することができる。

〔56〕パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) いかなる同盟国も、登録商標に係る商品がその同盟国において専売品や禁制品であることをもって、その商標の登録の更新の妨げとしてはならない。
- (ロ) 外国登録商標の保護(パリ条約第6条の5)が要求される同盟国において、当該商標の識別性の有無を判断するに当たっては、特に当該商標が使用されてきた期間を考慮しなければならないが、当該商標が第三者の既得権を害するようなものであるかを判断するに当たっては、当該商標が使用されてきた期間を考慮しなくてもよい。
- (ハ) 外国登録商標の保護(パリ条約第6条の5)に関し、本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えなければ、商標の同一性を損なうか否かに関わらず、他の同盟国において、その変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない。
- (ニ) 各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができるが、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができない。
- (ホ) 登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間が経過しており、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合のみ、当該商標の登録の効力を失わせることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔57〕特許無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判の請求人は、特許を無効にすべき旨の審決に対する取消訴訟の係属中においては、相手方の承諾を得た場合であっても、当該審判の請求を取り下げることができない。
- 2 無効にした特許に係る特許権が再審により回復したときは、再審の請求の登録後再審の審決の確定前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。
- 3 特許が条約に違反してされたことを理由として特許無効審判が請求された場合、何人も、当事者の一方を補助するため、その審判に参加することができる。
- 4 請求項が1のみである特許について、特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その特許に係る特許出願は初めからなかったものとみなされる。
- 5 特許請求の範囲について明りょうでない記載の釈明を目的とする補正がされ、特許査定がされたときは、その補正が最後の拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものでないことを理由として、特許無効審判を請求することはできない。

〔58〕 著作者人格権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 ゲームソフトのメーカー**甲**社の従業員**乙**が、**甲**社の名称で発売するゲームソフトに用いるコンピュータ・プログラムを、上司の命令に従って作成した場合でも、当該プログラムに関する著作者人格権は、**乙**に帰属する。
- 2 ゲームソフトのメーカー**甲**社が、独立のデザイナーである**乙**に委託して、ゲームソフトの登場人物の原画を描いてもらった場合、当該委託契約において、著作権のみならず著作者人格権も譲渡の目的として特掲すれば、**甲**社は、当該原画に関する著作者人格権を譲り受けることができる。
- 3 外国語で書かれた小説を、劇作家が日本語の演劇の脚本にした場合、当該日本語の脚本には、その劇作家の著作者人格権は発生しない。
- 4 **甲**が作曲した楽曲を**乙**が編曲することは、**甲**の著作者人格権の侵害となることがある。
- 5 旧仮名遣いで書かれた小説を、小学校の教科書に掲載するに際して、現代仮名遣いにするのは、当該小説の著作者の著作者人格権を侵害する。

〔59〕特許権及び実施権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲は、特許法第92条第3項(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)の規定による特許庁長官の裁定を請求し、通常実施権を設定すべき旨の裁定を得た。甲の当該通常実施権は、一般承継により移転することができる。
- 2 甲が自己の特許権について乙に専用実施権を設定し、その登録がされている場合において、乙は、甲の承諾を得て当該専用実施権について丙に質権を設定しその登録がされた。その後、丙が当該質権を実行して当該専用実施権を丙に移転するときは、当該移転について甲の承諾が必要である。
- 3 甲は特許出願Aをし、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について乙に仮通常実施権を許諾した。その後、甲はAを分割した新たな特許出願Bをして、Bについて特許権を取得した。このとき、乙に対し、当該取得した特許権について通常実施権が許諾されたものとみなされることはない。
- 4 甲が特許権を有し、その特許権についての専用実施権を乙及び丙が共有している場合、乙が丁に対してその専用実施権について通常実施権を許諾するためには、丙の同意があれば足りる。
- 5 甲は、請求項1を「有効成分としてa1又はa2を含有することを特徴とする医薬」、請求項2を「有効成分がa1であることを特徴とする請求項1に記載の医薬」とする特許発明の特許権者である。この場合、甲は、同一地域、同一期間において、乙のためにその内容を請求項1に係る発明の全部とする専用実施権を設定し、丙のためにその内容を請求項2に係る発明の全部とする専用実施権を設定することができる。

〔60〕商標権の侵害の民事的救済に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 商標権侵害訴訟提起後に、当該訴訟に係る商標権について商標登録の無効の審判(商標法第46条第1項)の請求がなされ、口頭弁論終結前に当該商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該訴訟においては損害賠償の請求が認められることはない。
- 2 いわゆる独占的通常使用権者については、設定行為で定めた範囲内において差止請求権及び損害賠償請求権の行使が認められる。
- 3 商標権者は、損害賠償請求権を行使した場合は、重ねて信用回復措置請求権を行使することはできない。
- 4 商標権の侵害においては、当該登録商標に顧客吸引力が全く認められず、登録商標と同一又は類似する商標の使用が侵害者の売上げに寄与しないときであっても、商標権者には、損害賠償の最低保障額として、使用料相当額の請求が認められる。
- 5 商標権侵害訴訟提起後に、当該訴訟に係る商標権について商標登録の取消しの審判(商標法第50条第1項)の請求がなされ、口頭弁論終結前に当該商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、当該訴訟においては差止めの請求が認められることはない。